小海リエックス・カントリークラブ 終身会員制度について

終身会員制度とは、5年以上クラブに在籍していただいた60歳以上の会員の方が親族に会員を継承された場合、継承後も終身会員として正会員と同等の待遇でプレーできる制度です。

1. 目的

生涯会員としてクラブライフを楽しんで頂くための制度 ご家族に譲渡(引継)することで、ご家族でゴルフライフを楽しんで頂くための制度

2. 条件

満60歳以上かつ5年以上在籍の<u>個人正会員の方</u>を対象に、会員の配偶者並びに会員の2親等 以内の親族で<u>別表へ定める方へ会員権を譲渡される場合</u>、会員本人を終身会員として従来通 りの会員登録を継続することができます。

3. ご案内

- ① 年会費 22,000円 (消費税8%込) ※終身会員の方も年会費は発生します
- ② 譲渡人の名義書換料は54,000円 (消費税8%込) となります
- ③ 終身会員制度とは、個人会員が会員権を親族に譲渡した場合、本人に限り生涯会員としての利用権を持ち続ける制度です
- ④ 終身会員は正会員と同様の権利で競技参加・ハンディキャップ取得等の可能な利用権を有します
- ⑤ 終身会員は譲渡できません
- ⑥ 譲渡した親族がその会員権を売却した場合は、権利を消滅いたします
- ⑦ 終身会員となった会員の方のみ、終身手続日より1年を経過した日より退会は可能です

